

兵庫県公報

令和6年12月27日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 令和6年11月17日執行兵庫県知事選挙の当選の効力に関する異議の申出に対する決定 …………… ページ 1

兵庫県選挙管理委員会告示第92号

令和6年11月17日執行兵庫県知事選挙の当選の効力に関する異議の申出に対する決定

令和6年11月17日執行の兵庫県知事選挙の当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。
令和6年12月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

決 定 書

異議申出人 宝塚市
新田 暁

上記異議申出人（以下「申出人」といいます。）が令和6年11月22日付けで提起した同月17日執行の兵庫県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出を棄却します。

異議の申出の趣旨及び理由

申出人は、本件選挙の当選人齋藤元彦（以下「本件当選人」といいます。）の当選の効力に関して、令和6年11月22日付けで当委員会に対し、当選決定を無効とする旨の異議を申し出ました。

その申出の理由は、要約すると次のとおりです。

齋藤元彦、稲村和美、立花孝志、原伸一らによる選挙妨害、公職選挙法（以下「法」といいます。）違反、共謀罪、窃盗罪などの法令違反・犯罪行為が認められるため、本件当選人の当選無効の決定を求めます。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法なものとして認め、これを受理し、慎重に審理を行いました。その結果は、次のとおりです。

当選の効力に関する争訟は、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当。」とされています（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（法第251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の行為の有無についての認定判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公職選挙法上の罰則に掲げる罪を犯したとしても、当選人がその犯罪（同上所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべき」とされています（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

この点、仮に当選人の行為が法第251条においてその罰則に該当する行為であったとしても、「所謂事前選挙運動の行われた事実がありとしても、当選人が同法251条により処せられる等のことのない以上、それがた

めに当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」とされています(昭和30年5月20日最高裁判所判決)。

よって、当選人らの行為が申出人の主張する法令違反に該当するか否かを審理判断し、これを理由に当選を無効とすることはできません。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由はなく、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定します。

令和6年12月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

教示

法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。